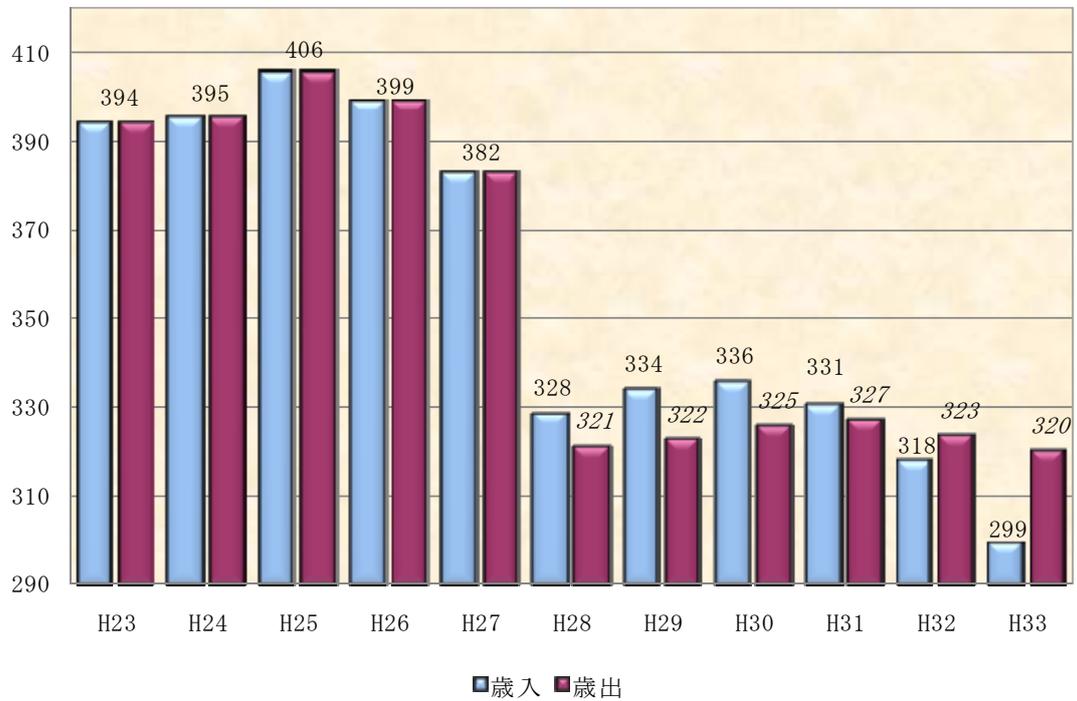


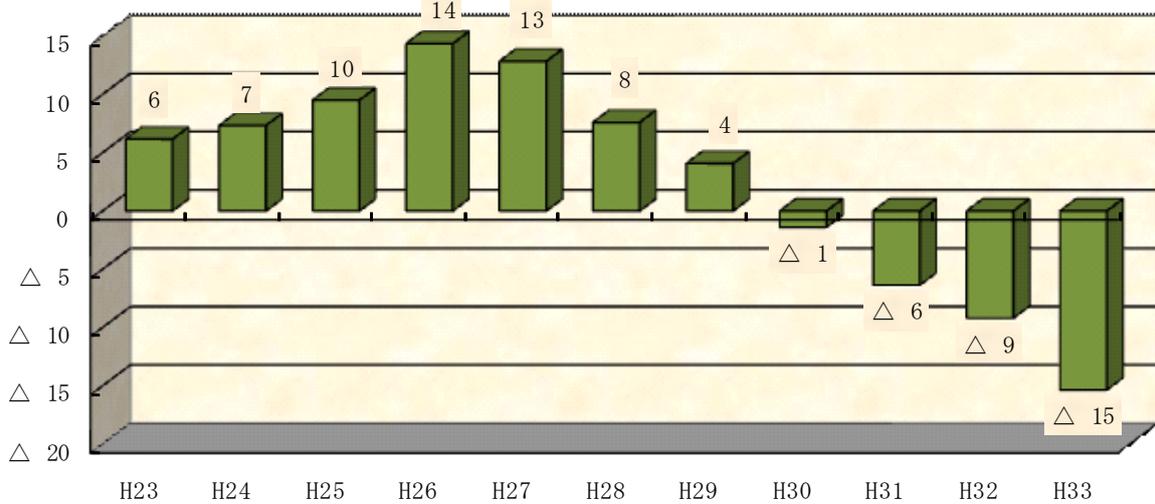
予算規模の推移

(億円)

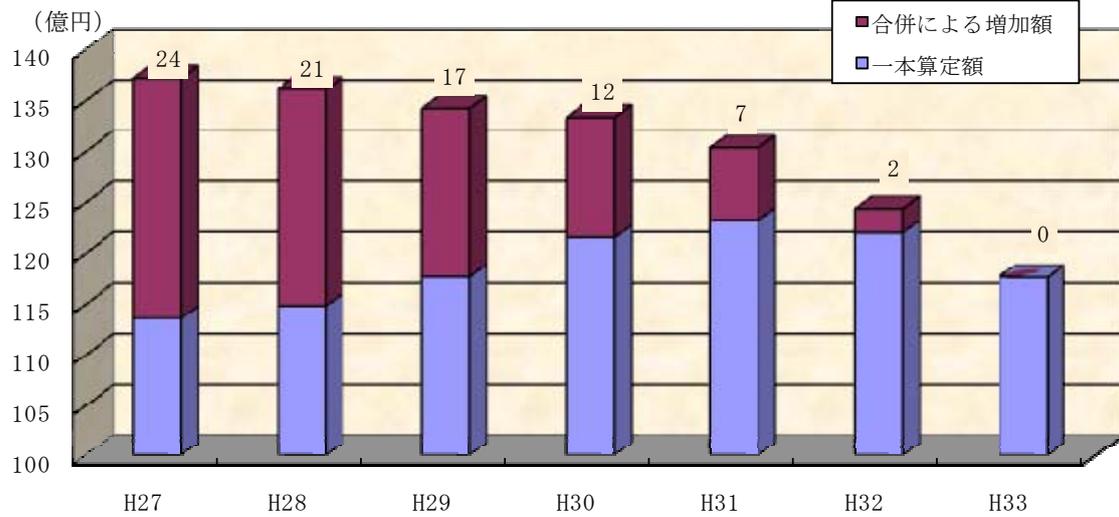


実質単年度収支*の推移

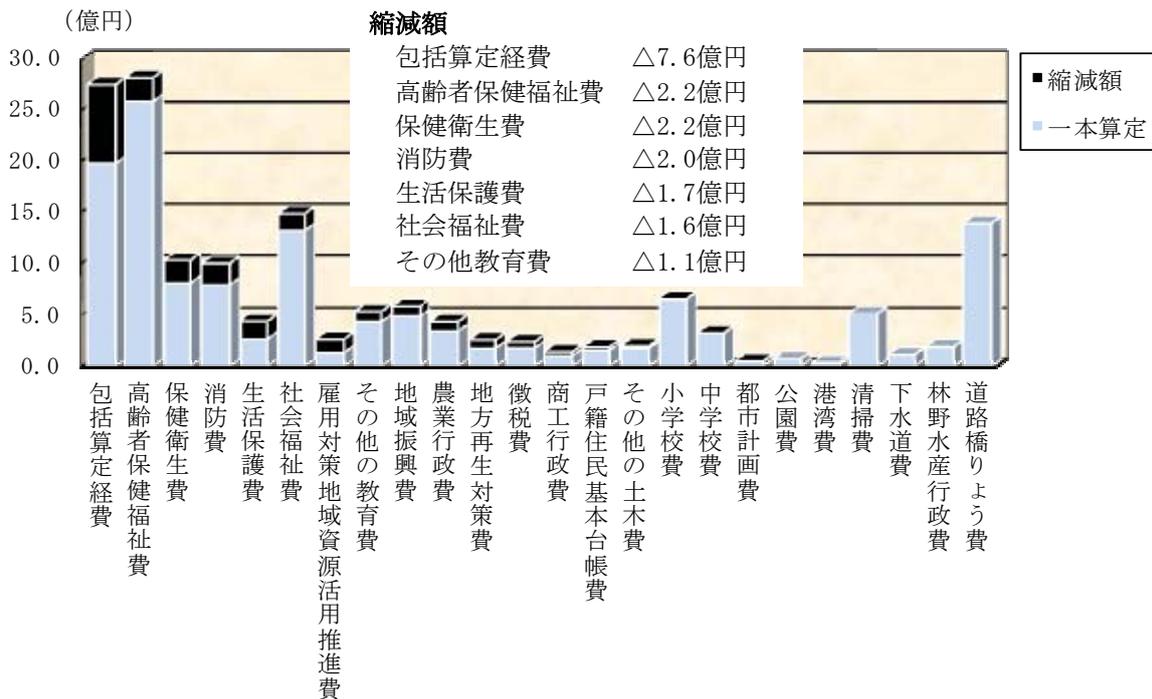
(億円)



普通交付税（臨時財政対策債含む）の合併算定替による効果縮減額



算定経費別縮減額（総額23億7千万円）



(単位：億円)

算定経費	算定替	一本算定	縮減額	特記事項
包括算定経費	27.4	19.8	7.6	企画、総務、議会、各種委員会、道路以外の建設事業
高齢者保健福祉費	28.0	25.8	2.2	高齢者福祉、老人ホーム、介護保険、老人クラブ等
保健衛生費	10.3	8.1	2.2	予防接種、国民健康保険の行政負担、健康づくり、火葬場等
消防費	9.9	7.9	2.0	常備、非常備消防に要する経費
生活保護費	4.3	2.6	1.7	生活保護に要する経費
社会福祉費	14.8	13.2	1.6	社会福祉、児童福祉、障がい者福祉、子ども手当、母子対策等
その他教育費	5.4	4.3	1.1	社会教育、公民館、図書館、スポーツ、文化財等

7 主要事業

○主要政策枠

(単位:百万円)

事業年度						
区分	平成22年度以前	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
継続	298	44	48	41	45	74
	消防防災設備整備事業 550					
継続	6	452	826	520		
	中央図書館整備事業 1,804					
継続	2	12	262	262	262	
	消防救急無線設備整備事業 800					
継続	246	39	40	40	40	36
	合併浄化槽設置助成事業 441					
継続	187	35	35	35	35	35
	公有林整備事業 362					
継続	172	759	380	30		
	学校耐震化事業 1,341					
継続		20	89	428	1,111	
	(仮称)西住宅団地建設事業 1,648					
継続		21	90	865	1,245	
	浜田東部統合小学校改築事業 2,221					
新規					24	1,537
	旭統合小学校建築事業 1,561					
新規						
	子育て支援拠点施設整備事業 136					
新規			46	80	60	35
	浜田地域沖合底曳網構造改革推進事業 221					

○自治区枠(浜田)

(単位:百万円)

事業年度						
区分	平成22年度以前	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
継続	48	39	70	37	60	30
		あんしん歩行エリア交通安全施設等整備事業 284				
継続		16	100	200	200	200
		市道西浜田140号線道路改良事業 716				
継続				7	65	65
		市道長沢下府線通路整備事業 137				

○自治区枠(金城)

(単位:百万円)

事業年度						
区分	平成22年度以前	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
継続		10	44	67	79	100
		美又地域再開発事業 300				
新規	1,901	338	160	270	234	170
		市道改良事業 3,073				
継続			56		50	100
		金城総合体育館整備事業 206				

○自治区枠(旭)

(単位:百万円)

事業年度						
区分	平成22年度以前	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
継続	636	165	105	105		
		市道柏尾谷線改良事業 1,011				
継続	9	150	7	134		
		旭温泉再整備事業 300				
継続	31	45	36	36	36	36
		棚田等農地保全事業 220				

○自治区枠(弥栄)

(単位:百万円)

事業年度							
区分	平成22年度以前	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
新規			62	170	266	136	
			学校体育館改築事業 634				
継続	160	40	40	30	30	30	
	集落かいてき道整備事業 330						
新規			40	50	10		
			市道弥栄中学校線整備事業 100				

○自治区枠(三隅)

(単位:百万円)

事業年度						
区分	平成22年度以前	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
継続		28	35	107	90	
		市道中筋線道路改良事業 260				
継続		10	330	90	72	
		県営平原地区畑地整備事業 502				
継続	8	122	161	295		
	三隅図書館整備事業 586					

※ 事業費ベースで記載しています。

※ "区分"については、今年度の計画策定において新たに追加した事業を"新規"、前年度策定の計画に予定されていたものは"継続"としています。

8 用語解説

用 語		説 明
あ行		
い	一般財源	財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源のことです。 地方税、地方譲与税、地方交付税等があります。
か行		
か	介護保険	保険に入っている人が保険料を出し合い、介護が必要なときに認定を受け、サービスを利用するしくみになっています。 40歳以上の方は、原則として介護保険の被保険者となり、認定を受けた被保険者はサービス費用の1割を負担することでサービスを利用することができます。
	過疎対策事業債	過疎地域自立促進特別措置法（過疎法）第2条の規定により公示された市町村が、同法第6条の規定により策定する過疎地域自立促進市町村計画に基づき実施する事業に対して発行できる特例債です。事業費の原則100%充当であり、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。 （平成22年に改正され、平成27年度までの時限立法）
	合併特例債	合併市町村が、まちづくり推進のため、市町村計画に基づいて行う事業や基金の積立に要する経費について、合併年度及びこれに続く10ヶ年度に限り、その財源として借り入れることができる地方債のことです。事業費の95%が充当され、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。
	合併算定替	合併年度を含む10ヶ年度は、合併しなかった場合の普通交付税額を理論上保障するものです。さらにその後5ヶ年度は、この増加額を段階的に縮減します。
	簡易水道事業	給水人口が5千人以下である水道により、水を供給する水道事業のことです。
き	起債制限比率	地方公共団体の公債費による財政負担の度合いを判断する指標で、次の算式による比率の過去3ヶ年度の平均のことです。 $\text{式} = \frac{A - (B + C)}{D - C}$ A：普通会計に係る元利償還金（繰上償還分を除く） B：元利償還金に充てられた特定財源 C：普通交付税の基準財政需要額に算入された公債費の総額 D：標準的な規模の収入の額（「標準財政規模」）
	基準財政収入額	普通交付税の算定に用いる数値で、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するため、標準的な状態において、徴収が見込まれる税収入、各譲与税等を一定の方法により算定したものです。
	基準財政需要額	普通交付税の算定に用いる数値で、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政的な必要額を算定したものです。

用語		説明																							
く	繰上償還	地方債において、償還の期限が到来する前に未償還額の全額または一部を繰り上げて償還することです。																							
	繰替運用	一般的に歳計現金がマイナス（支払超過）等の場合に、基金を歳計現金に繰り替えて使用（運用）することです。本計画における繰替運用とは、地域振興基金の一般会計への一会計年度を越える資金の運用のことを指します。																							
	繰出金	一般会計と特別会計または特別会計相互間において支出される経費のことです。																							
け	経常経費	毎年度持続して経常的に支出される経費で、地方公共団体が行政活動を行うために必要な一種の固定的経費のことです。																							
	経常収支比率	経常的に発生する経費に充当した一般財源の経常一般財源に対する割合で、財政構造の弾力性を判断するための指標です。																							
	下水道事業	主に雨水（うすい）および汚水（おすい）を、地下水路などで集めたのち公共用水域へ排出するための施設・設備の集合体であり、浄化などの水処理を行います。																							
	現給保障	給与制度改革などにより給料が下がる場合の調整措置で、改正後の給料が現在の給料を超えるまでの間、現在給料額を保障するものです。																							
	減債基金	地方債の償還およびその信用維持のため、地方自治法第241条の規定により設けられる基金のひとつです。 <参照> (基金) 第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。																							
	健全化判断比率	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により導入されたもので、早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準があります。早期健全化基準、財政再生基準は、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」（早期健全化基準のみ）により判断され、経営健全化基準は、公営企業の経営状況の深刻度を示す「資金不足比率」により判断されます。早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準をそれぞれ上回った場合は、早期健全化計画、財政再生計画、経営健全化計画の策定が必要となります。 市町村の基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>早期健全化基準</th> <th>財政再生基準</th> <th>経営健全化基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実質赤字比率</td> <td>11.25%～15.00%^(注1)</td> <td>20.00%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>連結実質赤字比率</td> <td>16.25%～20.00%^(注2)</td> <td>30.00%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>実質公債費比率</td> <td>25.00%</td> <td>35.00%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>将来負担比率</td> <td>350.00%^(注3)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>資金不足比率</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>20.00%</td> </tr> </tbody> </table> <small>(注1) 財政規模により異なり、浜田市の場合は12.51% (注2) 財政規模により異なり、浜田市の場合は17.51% (注3) 政令市は400.00%</small>		早期健全化基準	財政再生基準	経営健全化基準	実質赤字比率	11.25%～15.00% ^(注1)	20.00%	—	連結実質赤字比率	16.25%～20.00% ^(注2)	30.00%	—	実質公債費比率	25.00%	35.00%	—	将来負担比率	350.00% ^(注3)	—	—	資金不足比率	—	—
	早期健全化基準	財政再生基準	経営健全化基準																						
実質赤字比率	11.25%～15.00% ^(注1)	20.00%	—																						
連結実質赤字比率	16.25%～20.00% ^(注2)	30.00%	—																						
実質公債費比率	25.00%	35.00%	—																						
将来負担比率	350.00% ^(注3)	—	—																						
資金不足比率	—	—	20.00%																						

用語		説明
こ	後期高齢者医療	75歳以上の高齢者等を対象とする、他の健康保険とは独立した医療保険制度のことです。従前の「老人保健法」による老人医療制度では、他の健康保険等の被保険者資格を有したまま老人医療を適用していたのに対し、後期高齢者医療制度では適用年齢（75歳以上）になると、加入していた国保や健保を脱退し、後期高齢者だけの独立した保険に入るといった点が異なります。
	公債費	地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金および一時借入金利子の支払いに要する経費のことです。
	公債費負担適正化計画	実質公債費比率による市債発行許可団体等が、公債費負担の適正な管理を計画的に行うために策定するものです。この計画には今後の市債発行等に係る方針、適正管理のための方策、今後の実質公債費比率の見通しについて盛り込むこととされてます。
	国民健康保険	国民健康保険法に基づき、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的し、被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に関して必要な保険給付を行う社会保険のことです。
	固定資産税	毎年1月1日（賦課期日）現在、市内に土地・家屋・償却資産を所有している方に課する税金のことです。
	固定資産評価基盤整備事業	評価基準の見通しや地番図データの異動更新を行う事業のことです。
	個別算定経費	普通交付税の基準財政需要額で算定する経費のうち、従来型の個別の項目による算定を行う経費のことです。
	雇用対策・地域資源活用推進費	雇用対策や地域資源を活用し、持続的な地域経営を目指す取組みなどの施策を地域の実情に応じ実施できるよう、平成23年度に創設された普通交付税の基準財政需要額の算定項目です。
さ行		
さ	在職者調整	給与制度などの改正があった場合、新たな制度に移行するまでの調整措置で、給料の逆転防止等（昇給号給数の加算減算）の措置を行います。
	財政調整基金	年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うため、財源に余裕のある年度に積み立て、財源不足が生じる年度に取り崩しを行います。
	財政力指数	普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去3ヶ年度の平均で、各地方公共団体の財政力を示す指数です。この指数が1に近く、あるいは1を超えるほど財政的に余裕がある団体といわれています。
し	事業費補正	普通交付税の基準財政需要額の算定に用いる測定単位の数値補正の一種で、各地方公共団体ごとの公共事業費の地方負担額及びその財源に充てられた地方債の元利償還金を指標として、それらの一定割合の額を基準財政需要額に割増算入するためのものです。
	資金不足比率	公営企業の資金不足を、公営企業の料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示す比率です。財政健全化法の健全化判断比率の一つです。

用語	説明
	<p>式 = $\frac{A}{B}$</p> <p>A：資金の不足額 法適用企業：流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源のために起こした地方債の現在高－流動資産－解消可能資金不足額 法非適企業：繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源のために起こした地方債の現在高－解消可能資金不足額 解消可能資金不足額 事業の性質上、特別の事情により資金の不足額から控除する一定の額</p> <p>B：事業の規模 法適用企業：営業収益の額－受託工事収益の額 法非適企業：営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額</p>
自主裁量財源	<p>浜田市の造語で、基準財政需要額から事業費補正、公債費算入分、水道関係密度補正を除き、基準財政収入額を差し引いた、いわゆる普通交付税の真水部分に、地方税、地方譲与税、各種交付金を加えたものです。</p>
実質赤字比率	<p>形式的には黒字であっても、翌年度の収入をその年度に繰り上げていたり、その年度に支払うべきものを翌年度に繰り延べているなどして、実質的には赤字の状態を実質赤字といいます。一般会計等（普通会計）におけるこの実質赤字が、標準財政規模に対してどれくらいの割合になっているかを示す比率です。財政健全化法の健全化判断比率の一つです。</p> <p>式 = $\frac{A}{B}$</p> <p>A：一般会計等の実質赤字額（繰上重要額＋支払繰延額＋事業繰越額） B：標準的な規模の収入の額（「標準財政規模」）</p>
実質公債費比率	<p>地方債協議制度（平成18年度移行）において、地方債信用維持の観点から、財政状況の悪化している地方公共団体に対して、早期是正のための措置を講ずる必要があるため設けられた指標で、18%以上となる地方公共団体は、地方債の借入れに引き続き許可を要することとされています。財政健全化法の健全化判断比率の一つです。</p> <p>式 = $\frac{(A+B) - (C+D)}{E - D}$</p> <p>A：地方債の元利償還金（繰上償還等を除く） B：地方債の元利償還金に準ずるもの C：元利償還金、準元利償還金に充てられる特定財源 D：地方債に係る元利償還および準元利償還金に要する経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入された額 E：標準的な規模の収入の額（「標準財政規模」）</p>
実質単年度収支	<p>今年度と前年度の実質収支の差に実質的な黒字要素（基金の積立、市債の繰上償還）および赤字要素（基金の取崩）を除外した実質的な単年度の収支です。</p>

用語	説明
主要政策枠	<p>投資的経費は、市町村合併以降、主要5事業、政策調整枠、自治区枠の3区分で運用しています。</p> <p>主要政策枠は、主要5事業と政策調整枠を統合し、新たに発生した一体的なまちづくりに資する需要に柔軟に対応するため創設した投資枠のことです。</p>
償却資産	<p>会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いることができる土地及び家屋以外の構築物や機械・器具・備品等をいいます。</p>
将来負担比率	<p>地方公共団体の一般会計等（普通会計）の借入金や将来支払う可能性がある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率です。（AからHまでの合計額が将来負担額となります。）</p> <p>財政健全化法の健全化判断比率の一つです。</p> $\text{式} = \frac{(A+B+C+D+E+F+G+H) - (I+J+K)}{L - M}$ <p>A：一般会計等（普通会計）の当該年度の前年度末における地方債残高 B：債務負担行為に基づく支出予定額 C：一般会計等（普通会計）以外の会計の地方債の元金償還に充てるための一般会計等（普通会計）からの繰入見込額 D：一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるための当該団体の負担見込額 E：退職手当支給予定額のうち一般会計等（普通会計）の負担見込額 F：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等（普通会計）の負担見込額 G：連結実質赤字額 H：一部事務組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等（普通会計）の負担見込額 I：充当可能基金額（AからHまでの償還額等に充てるできる基金） J：特定財源見込額（特定の歳入見込額） K：地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 L：標準的な規模の収入の額（「標準財政規模」） M：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額</p>
新市建設計画	<p>市町村合併をするにあたり、関係市町村の住民に対して合併後の将来に関するビジョンを示し、これにより市町村合併の是非を判断するための、いわば市町村合併によって新しく誕生する新市のマスタープランの役割を果たすものです。</p>
人件費	<p>職員等に対する勤労の対価や報酬、社会保険料等の経費のことです。</p>

用語	説明
た行	
た 段階補正	普通交付税の基準財政需要額の算定に用いる測定単位の数値の補正の一種で、測定単位の数値の増減に応じて、単位当たり費用が割安または割高となる事情を反映させるためのものです。
ち 地域振興基金	合併市町村が、それぞれにおいて取り組んできた個性あるまちづくりを継承し、これを推進することを目的として設置された基金です。
地方公共団体の財政の健全化に関する法律	自治体の財政破たんを未然に防ぐため、国が財政状況をより詳しく把握し、悪化した団体に対して早期に健全化を促すための法律です。（平成19年6月成立） 平成20年度の決算から特別会計や第3セクターなど、市の財政に影響を及ぼすすべての会計を対象に「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの指標を用いて、健全度を判断することになっています。また、公営企業についても、「資金不足比率」により、経営状況の健全度を判断することになっています。
地方交付税	国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税、国のたばこ税のそれぞれ一定割合を財源としており、地方公共団体ごとの財源の均衡化を図り、地方財政の計画的な運営を保障するため、国が一定の基準に基づき交付するものです。普通交付税と特別交付税があります。
地方再生対策費	地方税の偏在是正による財源を活用し、都市と地方の「共生」の考え方の下、地方が自主的・主体的に行う活性化施策に必要な経費を包括的に算定するため、平成20年度に創設された普通交付税の基準財政需要額の新たな算定項目のことで、市町村、特に財政の厳しい地域に重点配分されます。
地方譲与税	国税として徴収され、地方公共団体に対して譲与される税のことで、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税等があります。
地方特例交付金	地方特例交付金は、児童手当及び子ども手当特例交付金と減収補てん特例交付金に分けられます。 児童手当及び子ども手当特例交付金は、平成18年度、平成19年度の児童手当の制度拡充及び平成22年度の子ども手当の創設に伴う地方負担の増加に対応するものです。減収補てん特例交付金は、個人市県民税における住宅借入金等特別控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補てんするためのもの、平成21年度から平成23年度までの間、自動車取得税の減税に伴う自動車取得税交付金の減収の一部を補てんするためのものです。
つ 積立金	特定の目的のために財産を維持し、または資金を積み立てるために設けられた基金等に積み立てるための経費です。
と 投資的経費	道路、橋梁、公園、学校、公営住宅の建設等、社会資本の形成等に向けられ、その支出の効果がストックとして将来に残るものに支出される経費です。
特定目的基金	特定の目的のために、財産を維持し、財産を積み立てるために設置された基金のことで、

用 語		説 明
	特別交付税	地方交付税の一部で、普通交付税算定に用いられる基準財政需要額または基準財政収入額に反映することの出来なかった具体的な事情を考慮して交付されるものです。
な行		
の	農業集落排水事業	農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持と農村の生活環境の改善を図り、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水、汚泥を処理する施設を整備する事業です。
は行		
ひ	標準財政規模	普通交付税算定の仕組みを通じて表されるその地方公共団体の標準的な一般財源の規模のことです。
ふ	扶助費	社会保障制度の一環として、生活困窮者、身体障がい者等に対してその生活を維持するために支出する経費です。
	普通会計	個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲は異なっており、財政比較や統一的な掌握が困難なため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分のことです。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、一般会計等とも表現されています。当市の場合、一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計が対象となります。
	普通建設事業費	道路、橋梁、学校、庁舎等公共用または公用施設の新增設等の建設事業費に要する投資的経費のことです。
	普通交付税	各地方公共団体ごとの標準的な必要額（基準財政需要額）と標準的な収入（基準財政収入額）を見積もり、財源不足が生じる場合、その不足額を基礎として地方公共団体に交付されるものです。
	物件費	賃金、旅費、消耗品費、備品購入費、委託料等物財調達のための経費です。
へ	辺地対策事業債	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、山間地、離島その他へんびな地域について、辺地所在市町村が辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画のもとに実施する事業に対して認められる特例債です。地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しない経費についても地方債の発行が認められています。事業費の原則100%充当であり、元利償還金の80%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。
ほ	包括算定経費	普通交付税の算定方法を抜本的に簡素化するとともに、交付税の予見可能性を高める観点から、基準財政需要額で算定する経費のうち、従来型の算定を行う「個別算定経費」以外の人口と面積を基本とする簡素な基準により算定する経費のことです。
	補助費等	各種団体に対する補助金、交付金、一部事務組合に対する負担金、報償費、保険料等の経費です。

用 語		説 明
ま行		
ま	まちづくり振興基金	地域振興及び市民の連帯の強化による一体的なまちづくりの推進に資するため設置した基金のことです。
ら行		
り	臨時財政対策債	地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債です。地方公共団体の実際の借入にかかわらず、その元利償還金相当額が後年度基準財政需要額に算入されます。
る	類似団体	決算統計（地方財政状況調査）等の報告に基づいて、総務省が毎年度作成する類似団体別市町村財政指数表にいう類型別の区分のことです。類似団体別市町村財政指数表では、人口と産業構造の2要素の組み合わせにより、市町村を分類しています。同じ類型に属する団体を総称して類似団体と言います。
れ	連結実質赤字比率	<p>一般会計等（普通会計）において、翌年度収入の繰上げをしているなどの実質的な赤字状態が実質赤字であり、さらに、国民健康保険特別会計や下水道事業特別会計など、市の全ての会計を合計した結果、実質赤字が生じている状態が連結実質赤字です。連結実質赤字の標準財政規模に対する割合を示す比率です。財政健全化法の健全化判断比率の一つです。</p> $\text{式} = \frac{A}{B}$ <p>A：連結実質赤字額（全ての会計の実質赤字の合計額） B：標準的な規模の収入の額（「標準財政規模」）</p>
ろ	ローリング	計画期間は同じ年数を保ちながら当該年度をその都度初年度とし、実績と計画との差を評価しつつ計画の見直しを行うことです。

< 参考 >

浜田市行財政改革の取組状況（財政面から、平成18年度以降）

[試算表] 主な行財政改革の財政効果（H18～H22）

項目	H18	H19	H20	H21	H22	備考
定員管理の適正化						
H18当初(前年比) △27人	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	・職員退職に伴う欠員不補充
H19当初(前年比) △19人		177,000	177,000	177,000	177,000	(一般行政;1/3、現業;不採用)
H20当初(前年比) △20人			116,000	116,000	116,000	・勸奨退職の実施
H21当初(前年比) △15人				58,000	58,000	
H22当初(前年比) △9人					15,000	
給与制度及び給与水準の見直し(諸手当の見直し、時間外勤務抑制含む)						
給与制度改革等による効果	120,000	260,000	260,000	260,000	260,000	・地域給導入(平均△4.8) H18.4月
給料表の改定(△0.15%)				2,150	6,450	・H21.12月～
給料表の改定(△0.06%)					571	・H22.12月～
旅費日当の減額		4,000	4,000	4,000	4,000	H19.4月～、日帰300km以上に限定
持ち家に係る住居手当廃止				510	1,400	・H21.12月～
勤勉手当支給基礎の見直し					11,000	・H22.4月～扶養手当を対象外
4級主任主事役職加算の見直し				2,000	2,000	・55億円財源計画
特別職の期末加算割合の減額		4,000	4,000	4,000	4,000	・改正前40/100⇒改正後15/100
特別職の期末手当支給月数の減額				1,200	1,000	・H21.12月、期末勤勉手当3.30月→2.95月
期末手当の支給月数の減		32,000	32,000	32,000	32,000	・H19(3.0月)⇒H20(2.9月) H19改正
			35,000	35,000	35,000	・H20(2.9月)⇒H21(2.8月) H19改正
				108,500	108,500	・H21.12月、期末勤勉手当4.25月→4.05月→4.0月
					26,233	・H22.12月、期末勤勉手当4.0月→3.9月
時間外勤務の抑制		31,225	31,225	31,225	31,225	・時間外単価@2,500円×抑制時間
			1,495	1,495	1,495	
				34,245	34,245	・時間外勤務10%削減計画の策定
					-7,007	
シーリングの実施						
H18年度当初(対前年比) △7%	804,118	804,118	804,118	804,118	804,118	・一般経費におけるシーリングの実施
H19年度当初(対前年比) △5%		241,320	241,320	241,320	241,320	H21年度当初～(対前年比)△1%
H20年度当初(対前年比) △3.1%			134,137	134,137	134,137	→新規経費の財源
H21年度当初(対前年比) △1%				41,015	41,015	
H22年度当初(対前年比) △1%					39,510	
自主財源の確保						
ごみ投入手数料の改定		22,166	22,166	22,166	22,166	・H19.4月～ 広域行政組合
ごみ処理手数料(ごみ袋)改定			21,769	-4,676	41,000	・H21.4月～ 55億円財源計画
遊休財産の貸付	21,468	20,207	23,947	22,537	22,900	・貸付料収入
基金の効率的運用	3,998	2,575	1,136	3,318	3,318	
平成18年度効果額 小計	1,009,584	1,124,118	1,124,118	1,124,118	1,124,118	
平成19年度効果額 小計		534,493	489,545	489,545	489,545	
平成20年度効果額 小計			355,650	286,632	286,632	
平成21年度効果額 小計				290,965	252,610	
平成22年度効果額 小計					174,691	
H18～H22累積額	1,009,584	1,658,611	1,969,313	2,191,260	2,327,596	9,156,364千円